



2019年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社 三 陽 商 会  
代 表 者 名 代表取締役社長兼社長執行役員  
岩 田 功  
(コード番号：8011 東証第一部)  
問 合 せ 先 経営統轄本部  
企業コミュニケーション部長  
岩 崎 麻 佐 子  
TEL (03) 6380-5055

## 決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更および定款一部変更について2019年3月28日開催予定の第76期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、ファッションを扱う事業を主体とする当社にとって、春夏・秋冬商品というシーズン性の高い事業運営と決算期を一致させることが合理的であると判断し、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在 ：毎年12月31日

変更後 ：毎年2月末日

決算変更の経過期間となる第77期事業年度は、2019年1月1日から2020年2月29日までの14ヵ月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

2020年2月期（第77期）の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年5月に、定時株主総会の議決権の基準日を毎年2月末日に、期末配当の基準日を毎年2月末日に、中間配当の基準日を毎年8月31日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(基準日) 第12条 当社は毎年<u>12月31日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第30条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>6月30日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は毎年<u>2月末日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第30条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から<u>翌年2月末日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第31条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>8月31日</u>の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第30条(事業年度)の規定に関わらず、第77期事業年度は2019年1月1日から2020年2月29日までの14ヵ月とする。</u></p> <p>第2条 <u>第31条(剰余金の配当)第2項の規定に関わらず、第77期事業年度の中間配当の基準日は2019年12月31日とする。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から第3条は、第77期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年3月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年3月28日(予定)

以 上